

都心から
一番近い
木のまち

流山市
Nagareyama City

おくやみ ハンドブック

ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

流山市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所関係の手續と、その他、一般的な手續について、ハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

おくやみ手續ナビ利用案内

スマートフォンで市役所にて必要な手續が簡単に抽出できます。冊子と合わせてご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12220>



【流山市おくやみ相談窓口】※予約制

電話：04-7126-0591

FAX：04-7150-3309



おくやみ相談窓口のご案内

流山市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ相談窓口」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

※流山市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみ相談窓口でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1か所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

予約の際、亡くなられた方の情報を聞き取りさせていただきます。本冊子のチェックリストを事前にご確認の上、お時間に余裕をもってお電話ください。

●電子申請 ※ご予約は予約する日の 3 開庁日(土日祝除く)前 までにお願ひします。

- ① 「ちば電子申請サービス（流山市）」にアクセス
- ② キーワード「おくやみ」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-nagareyama-chiba-u/offer/offerList_initDisplay.action



●電話予約 ※ご予約は予約する日の 3 開庁日(土日祝除く)前 までにお願ひします。

T E L : 04-7126-0591

【問い合わせ先】

流山市おくやみ相談窓口

TEL : 04-7126-0591 FAX : 04-7150-3309

場 所：流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所第1庁舎1階 市民課前

もくじ

死亡に伴う各種届出チェックリスト	P.1
死亡に伴う各種手続について	P.6
1. 住民登録に関する手続	P.7
2. 税金に関する手続	P.8
3. 年金に関する手続	P.12
4. 医療に関する手続	P.14
5. 子どもに関する手続	P.16
6. 介護保険に関する手続	P.19
7. 福祉(障害)に関する手続	P.20
8. 上下水道に関する手続	P.26
9. その他の手続	P.27
市役所外での手続一覧	P.29
よくあるご質問	P.31
市役所庁舎フロア案内図	P.35
委任状	P.37
戸籍謄抄本等の郵送依頼書	P.39
相続人確認表	P.41
法定相続情報証明制度について	P.42



死亡に伴う各種届出チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカードを持っていた	☐	マイナンバーカードの返却	市民課 (第1庁舎1階①) TEL: 04-7150-6075 FAX: 04-7150-3309 各出張所窓口	P.7
	印鑑登録をしていた	☐	印鑑登録証(カード)の返却 または破棄		
税金	税金の納付が済んでいない	☐	納付に係る手続	税制課 (第1庁舎1階④) TEL: 04-7150-6072 FAX: 04-7159-0946	P.8
		☐	口座振替停止の手続		
	固定資産を持っていた (所有権移転登記が済んでいない)	☐	相続人代表者指定(変更)届の提出	資産税課 (第1庁舎1階⑤) TEL: 04-7150-6074 FAX: 04-7159-0946 管轄の法務局 千葉地方法務局 松戸支局 TEL: 047-363-6278	P.9
	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた(森林環境税は令和6年度以降)	☐	相続人代表者指定届の提出	市民税課 (第1庁舎1階⑥) TEL: 04-7150-6073 FAX: 04-7159-0946	P.10
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	☐	廃車または名義変更の手続		P.11
	二輪車(126cc以上)を所有していた	☐	廃車または名義変更の手続 ※持ち物等についてはお問い合わせください。	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 TEL: 050-5540-2023	—
	普通自動車を所有していた	☐			—
	三輪・四輪の軽自動車を所有していた	☐		軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 TEL: 050-3816-3117	—
年金	国民年金のみ受給していた 国民年金に加入していた	☐	亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、必要な手続の確認をしてください。	保険年金課 国民年金係 (第1庁舎1階②) TEL: 04-7150-6110 FAX: 04-7150-3309	P.12
	厚生年金を(も)受給していた 厚生年金に加入していた	☐	亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ・ねんきんダイヤル TEL: 0570-05-1165 ・お近くの年金事務所 【参考】松戸年金事務所 TEL: 047-345-5517		

区分	該当事項	☒	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
年金	共済年金を受給していた 共済年金に加入していた	☐	加入していた共済組合にお問い合わせください。	各共済組合	P.13
	農業者年金を受給していた 農業者年金に加入していた	☐	農業委員会事務局にてご確認後、最寄りのJA窓口にてお手続きください。	農業委員会事務局 (第2庁舎3階④) TEL:04-7150-6102 FAX:04-7158-5840	
	企業年金を受給していた	☐	企業年金連合会(年金相談室)へお問い合わせください。	企業年金連合会 (年金相談室) TEL:0570-02-2666	—
医療	国民健康保険に 加入していた	☐	資格確認書等の返却	保険年金課 国民健康保険係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7150-6077 FAX:04-7150-3309	P.14
		☐	葬祭費の申請		
		☐	相続人による別送届の提出	保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7150-6077 FAX:04-7150-3309	
	後期高齢者医療保険に 加入していた	☐	資格確認書等の返却	保険年金課 後期高齢者医療係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7199-3306 FAX:04-7150-3309	P.15
		☐	葬祭費の申請		
		☐	相続人による別送届の提出	保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7150-6077 FAX:04-7150-3309	
	健康保険組合に加入していた	☐	加入していた健康保険組合にご確認ください。	各健康保険組合	—

死亡に伴う各種届出チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
子ども	児童手当を受給していた	☐	受給者変更手続	こども未来課 (第2庁舎2階③) TEL: 04-7150-6082 FAX: 04-7158-6696	P.16
	児童扶養手当を受給していた	☐	受給者死亡届提出		
	子ども医療費助成受給券を交付されていた	☐	受給券の返納 返納届提出の手続		P.17
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた	☐	受給券の返納 返納届提出の手続		
	養育医療券を交付されていた	☐	受給券の返納 返納届提出の手続		P.18
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	☐	介護保険被保険者証の返却	介護支援課 (第2庁舎1階②) TEL: 04-7150-6531 FAX: 04-7159-5055	P.19
	保険料が発生していた	☐	相続人による別送届の提出	保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL: 04-7150-6077 FAX: 04-7150-3309	
福祉(障害)	身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳 を交付されていた	☐	障害者手帳の返却	障害者支援課 (第2庁舎1階④) TEL: 04-7150-6081 FAX: 04-7158-2727	P.20
	障害児福祉手当を受給していた	☐	障害児福祉手当受給者死亡の届出		
	特別障害者手当を受給していた	☐	特別障害者手当受給者死亡の届出		

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
福祉 (障害)	特別児童扶養手当を受給していた	☐	特別児童扶養手当受給資格者死亡の届出 特別児童扶養手当対象児童死亡の届出	障害者支援課 (第2庁舎1階④) TEL: 04-7150-6081 FAX: 04-7158-2727	P.21
	流山市福祉手当を受給していた	☐	流山市福祉手当受給権消滅届		P.22
	自立支援医療受給者証を利用して通院または入院していた	☐	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還		
	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	☐	死亡・重度障害届出書 年金支給請求書の提出 弔慰金請求書		P.23
	重度障害者医療費の助成を受けていた	☐	重度障害者医療費助成受給券の返却 資格喪失届		P.24
	福祉タクシー券を利用していた	☐	福祉タクシー券の喪失届 未使用分の福祉タクシー券の返却		
	自動車燃料費助成券を利用していた	☐	自動車燃料費助成券の喪失届 未使用分の自動車燃料費助成券の返却		
	障害福祉サービス等を利用していた	☐	受給者証(障害児通所、障害福祉サービス、地域生活支援サービス)の通所決定保護者の変更または返却		P.25

死亡に伴う各種届出チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	☑	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
上下水道	上下水道を使用していた	☐	名義変更または閉栓手続 公共下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯は世帯人数の変更手続	上下水道局 お客様センター TEL: 04-7159-5311 FAX: 04-7158-6989	P.26
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	☐	受益者変更届の提出	上下水道局 経営業務課 TEL: 04-7159-5370 FAX: 04-7159-9604	
	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	☐	し尿くみ取取消(変更)申請	森のまちエコセンター TEL: 04-7154-5736 FAX: 04-7154-5005	
その他	家財整理をしたい	☐	クリーンセンターへのごみの搬入	流山市クリーンセンター TEL: 04-7157-7411 FAX: 04-7150-8070	P.27
	流山市立図書館を利用していた	☐	図書館の利用カードの返却 貸出中の資料の返却	中央図書館 TEL: 04-7159-4646 FAX: 04-7159-4765 各図書館カウンター	—
	道路を占用していた	☐	占用許可の廃止 または変更手続	道路管理課 (第3庁舎1階①) TEL: 04-7150-6093 FAX: 04-7150-2862	P.27
	河川用地または水路用地を占有していた	☐	占用許可の廃止 または変更手続	河川課 (第3庁舎1階②) TEL: 04-7150-6095 FAX: 04-7150-2862	P.28

MEMO

死亡に伴う各種手続について

本人確認書類が必要な手続の場合、下記の本人確認書類「A」を1点、または「B」を2点お持ちください。

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

本人確認書類

A：1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

B：2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、基礎年金番号通知書、学生証 など

ホームページID と二次元コード について

ホームページID または二次元コード（詳細ページ各項目に記載）から、該当のホームページを検索することができます。

●ホームページID で検索する方法

- ① 流山市ホームページを開きます（<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/>）
- ② 「広報ID検索」のタブを選択し、検索窓に、表示させたいホームページIDを入力し、「表示」ボタンをクリックします。

●二次元コードから表示する方法

お手持ちのスマートフォンなどの二次元コードリーダーで、該当する二次元コードを読み取ります。

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカードを持っていた

手続・必要なもの	期 限
マイナンバーカードの返却 亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続が完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
	問い合わせ先 市民課（第1庁舎1階①） TEL：04-7150-6075 FAX：04-7150-3309 または、各出張所窓口
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード	

印鑑登録をしていた

手続・必要なもの	期 限
印鑑登録証（カード）の返却または破棄 亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
	問い合わせ先 市民課（第1庁舎1階①） TEL：04-7150-6075 FAX：04-7150-3309 または、各出張所窓口
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	

2. 税金に関する手続

税金の納付が済んでいない

手続・必要なもの	期 限
納付に係る手続 亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
▼必要なもの ☐ 納付書	手続可能な人 相続人
	問い合わせ先 税制課（第1庁舎1階④） TEL：04-7150-6072 FAX：04-7159-0946

手続・必要なもの	期 限
口座振替停止の手続 亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	停止を希望する口座振替日の2週間前まで
▼必要なもの なし	手続可能な人 相続人
	問い合わせ先 税制課（第1庁舎1階④） TEL：04-7150-6072 FAX：04-7159-0946

MEMO

2. 税金に関する手続

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続・必要なもの	期 限
相続人代表者指定（変更）届の提出 固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続をお願いします。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
▼必要なもの 法定相続人の方が相続される場合は、原則不要 ※ 法定相続人以外の方が相続される場合は、遺言書の写し等が必要です。	手続可能な人
	相続人代表者となる方
	問い合わせ先 資産税課（第1庁舎1階⑤） TEL：04-7150-6074 FAX：04-7159-0946 管轄の法務局 千葉地方法務局 松戸支局 TEL：047-363-6278  ホームページ ID： 1000509

MEMO

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた（森林環境税は令和 6 年度以降）

手続・必要なもの	期 限
相続人代表者指定届の提出 亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	相続開始を知った日から 3 か月以内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約 2 週間以内
	手続可能な人 相続人代表者となる方
	問い合わせ先 市民税課（第 1 庁舎 1 階⑥） TEL：04-7150-6073 FAX：04-7159-0946  ホームページ ID： 1029726
▼必要なもの ☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	

MEMO

2. 税金に関する手続

原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続・必要なもの	期 限
廃車の手続 亡くなられた方の名義で車両（ナンバープレート）を所有していた場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）または名義変更の手続をしてください。	亡くなられた日から 30 日以内
▼必要なもの ☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続する場合：相続人からの委任状	手続可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 市民税課（第1庁舎1階⑥） TEL：04-7150-6073 FAX：04-7159-0946

手続・必要なもの	期 限
流山市内の相続人への名義変更 亡くなられた方の名義で車両（ナンバープレート）を所有していた場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）または名義変更の手続をしてください。	亡くなられた日から 15 日以内
▼必要なもの ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等）	手続可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。
	問い合わせ先 市民税課（第1庁舎1階⑥） TEL：04-7150-6073 FAX：04-7159-0946

3. 年金に関する手続

国民年金のみ受給^(※)していた、国民年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、必要な手続の確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
	問い合わせ先
	保険年金課 国民年金係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6110 FAX：04-7150-3309  ホームページ ID： 1030937

厚生年金を(も)受給^(※)していた、厚生年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
	問い合わせ先
	ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 お近くの年金事務所 【参考】 松戸年金事務所 TEL：047-345-5517 日本年金機構ホームページ 

3. 年金に関する手続

共済年金を受給していた、共済年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
	問い合わせ先 各共済組合

農業者年金を受給していた、農業者年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
農業者年金死亡関係届出書の提出 受給権者または加入者が亡くなられたとき、ご遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。 ▼必要なもの ☐ 農業者年金証書（農業者年金を受給していた場合） ☐ 農業者年金被保険者証（農業者年金に加入していた場合） ☐ 死亡日が確認できる住民票の写し、または 除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	10 日以内
	手続可能な人
	ご遺族の方
	問い合わせ先 農業委員会事務局 （第2庁舎3階④） TEL：04-7150-6102 FAX：04-7158-5840

MEMO

4. 医療に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続・必要なもの	期 限
資格確認書等の返却 被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書を回収しております。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
▼必要なもの ☐ 国民健康保険資格確認書	手続可能な人 どなたでも可 問い合わせ先 保険年金課 国民健康保険係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309

手続・必要なもの	期 限
葬祭費の申請 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
▼必要なもの ☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	手続可能な人 葬祭執行者 問い合わせ先 保険年金課 国民健康保険係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309  ホームページ ID： 1000566

手続・必要なもの	期 限
相続人による別送届の提出 後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	約2週間以内
▼必要なもの ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人：戸籍謄本の写し等 指定相続人：遺言書の写し等	手続可能な人 相続人 問い合わせ先 保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309

4. 医療に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続・必要なもの	期 限
資格確認書等の返却 千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書を回収しております。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
▼必要なもの ☐ 後期高齢者医療資格確認書	手続可能な人 どなたでも可 問い合わせ先 保険年金課 後期高齢者医療係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7199-3306 FAX：04-7150-3309

手続・必要なもの	期 限
葬祭費の申請 千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（原則喪主）に葬祭費（50,000 円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
▼必要なもの ☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書） ☐ 葬祭執行者以外の方が手続する場合は、葬祭執行者からの委任状（後期高齢者医療制度手続用 P.38 掲載）	手続可能な人 葬祭執行者（喪主の方） 問い合わせ先 保険年金課 後期高齢者医療係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7199-3306 FAX：04-7150-3309  ホームページ ID： 1000604

手続・必要なもの	期 限
相続人による別送届の提出 後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。	約2週間以内
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	手続可能な人 相続人
▼必要なもの ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人：戸籍謄本の写し等 指定相続人：遺言書の写し等	問い合わせ先 保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309

5. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
受給者変更手続 児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
▼必要なもの（受給予定者のもの） ☐ 資格確認書等 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類 ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	手続可能な人 受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
▼必要なもの（お子様のもの） ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	問い合わせ先 こども未来課 （第2庁舎2階③） TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID：1001252

児童扶養手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
受給者死亡届提出 受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。	14日以内
▼必要なもの ☐ 手続を行う人の本人確認書類	手続可能な人 ご家族の方
	問い合わせ先 こども未来課 （第2庁舎2階③） TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID：1001250

5. 子どもに関する手続

子ども医療費助成受給券を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
受給券の返納、返納届提出の手続 子ども医療費助成受給券を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 なお、手続は各出張所でも受け付けています。	なし
▼必要なもの ☐ 児童の子ども医療費助成受給券 ☐ 手続を行う人の本人確認書類	手続可能な人 児童の保護者
	問い合わせ先 こども未来課 (第2庁舎2階③) TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID： 1010394

ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
受給券の返納、返納届提出の手続 ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付していた方が亡くなった場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
▼必要なもの ☐ 亡くなった方のひとり親家庭等医療費等助成受給券 ☐ 手続を行う人の本人確認書類	手続可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
	問い合わせ先 こども未来課 (第2庁舎2階③) TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID： 1001263

養育医療券を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
受給券の返納、返納届提出の手続 養育医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 ▼必要なもの ☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続を行う人の本人確認書類	なし
	手続可能な人
	乳児の保護者
	問い合わせ先 こども未来課 (第2庁舎2階③) TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696

MEMO

6. 介護保険に関する手続

65 歳以上または介護認定を受けていた

手続・必要なもの	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却または破棄 介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。 再発行はできませんので、必要に応じてコピーをお取りください。 ▼必要なもの ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	なし 手続可能な人 どなたでも可 問い合わせ先 介護支援課 (第2庁舎1階②) TEL：04-7150-6531 FAX：04-7159-5055

保険料が発生していた

手続・必要なもの	期 限
相続人による別送届の提出 後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合がございます。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。 ▼必要なもの ☐ 相続人であることが分かる書類 法定相続人：戸籍謄本の写し等 指定相続人：遺言書の写し等	約2週間以内 手続可能な人 相続人 問い合わせ先 保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309

7. 福祉（障害）に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の返還 亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	手続可能な人 どなたでも可
 【身体】 ホームページID： 1000980	問い合わせ先 障害者支援課 （第2庁舎1階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727
 【精神】 ホームページID： 1000981	
 【療育】 ホームページID： 1000982	

障害児福祉手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
障害児福祉手当資格喪失届の提出 （未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出） 亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
▼必要なもの ☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	手続可能な人 親族
	問い合わせ先 障害者支援課 （第2庁舎1階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

特別障害者手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
特別障害者手当資格喪失届の提出 （未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出） 亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
▼必要なもの ☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	手続可能な人 親族
	問い合わせ先 障害者支援課 （第2庁舎1階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

7. 福祉（障害）に関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
保護者の方が亡くなられた場合： 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出） 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。 ▼必要なもの ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ☐ 印鑑	死亡日から 14 日以内 手続可能な人 親族 問い合わせ先 障害者支援課 （第 2 庁舎 1 階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

手続・必要なもの	期 限
児童が亡くなられた場合： 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出） 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続が必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。 ▼必要なもの ☐ 印鑑	死亡日から 14 日以内 手続可能な人 親族 問い合わせ先 障害者支援課 （第 2 庁舎 1 階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

流山市福祉手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
流山市福祉手当受給権消滅届の提出（未払い分がある場合は相続人指定届、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出）	死亡日から 14 日以内
亡くなられた方が流山市福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	手続可能な人
▼必要なもの	親族
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	問い合わせ先
	障害者支援課 （第2庁舎1階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

自立支援医療受給者証を利用して通院または入院していた

手続・必要なもの	期 限
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還	速やかに
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	手続可能な人
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	どなたでも可
▼必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障害者支援課 （第2庁舎1階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

7. 福祉（障害）に関する手続

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

手続・必要なもの	期 限
掛金を支払っていた方（加入者）が亡くなられた場合： 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出 掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求となります。 ▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの	掛金を支払っていた方が 亡くなられた日から3年以内 手続可能な人 年金を受給する方または扶 養年金管理者 問い合わせ先 障害者支援課 (第2庁舎1階④) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

手続・必要なもの	期 限
年金の受給を予定していた方(心身障害者)が亡くなられた場合： 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書 年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の請求が必要 となります。 ▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの	受給予定者が亡くなられた 日から3年以内 手続可能な人 年金加入者または 扶養年金管理者 問い合わせ先 障害者支援課 (第2庁舎1階④) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

手続・必要なもの	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合： 死亡・重度障害届出書 ▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の除住民票	死亡日から14日以内 手続可能な人 指定相続人 問い合わせ先 障害者支援課 (第2庁舎1階④) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続・必要なもの	期 限
重度障害者医療費助成受給券の返却及び資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出 亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人 親族
	問い合わせ先 障害者支援課 （第 2 庁舎 1 階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給券 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	

福祉タクシー券を利用していた

手続・必要なもの	期 限
福祉タクシー券の喪失届と未使用分の福祉タクシー券の返却 亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
	問い合わせ先 障害者支援課 （第 2 庁舎 1 階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	

自動車燃料費助成券を利用していた

手続・必要なもの	期 限
自動車燃料費助成券の喪失届と未使用分の自動車燃料費助成券の返却 亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料給油券があれば返却となります。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
	問い合わせ先 障害者支援課 （第 2 庁舎 1 階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料給油券	

7. 福祉（障害）に関する手続

障害福祉サービス等を利用していた

手続・必要なもの	期 限
受給者証（障害児通所、障害福祉サービス、地域生活支援サービス）の通所決定保護者の変更または返却 亡くなられた方が各種障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の各種受給者証	手続可能な人 どなたでも可
	問い合わせ先 障害者支援課 （第2庁舎1階④） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

MEMO

8. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続・必要なもの	期 限
名義変更または閉栓手続、世帯人数の変更手続 亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続が必要です。 ※電話手続可 ▼必要なもの なし	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 手続可能な人 親族または同居者が望ましい 問い合わせ先 上下水道局 お客様センター TEL：04-7159-5311 FAX：04-7158-6989

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続・必要なもの	期 限
受益者変更届の提出 下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続をお願いします。 ▼必要なもの なし ※ 郵送手続可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 14 日以内 手続可能な人 どなたでも可 問い合わせ先 上下水道局 経營業務課 TEL：04-7159-5370 FAX：04-7159-9604

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続・必要なもの	期 限
し尿くみ取取消（変更）申請 亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更が必要です。 森のまちエコセンター・市民課または最寄りの出張所へ届け出てください。 ▼必要なもの なし	なし 手続可能な人 どなたでも可 問い合わせ先 森のまちエコセンター TEL：04-7154-5736 FAX：04-7154-5005 ホームページ ID：1002563



9. その他の手続

家財整理をしたい

手続・必要なもの	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入 クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が流山市外の場合は搬入できません。	なし （搬入日当日にお持ちください）
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等） ※搬入したごみの重量により、処理手数料がかかります。 （10kg ごとに 300 円）	手続可能な人 基本的にご親族の方
	問い合わせ先 流山市クリーンセンター TEL：04-7157-7411 FAX：04-7150-8070  ホームページ ID： 1002429

道路を占有していた

手続・必要なもの	期 限
占有許可の廃止または変更手続 占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しと申請時の資料が必要です。	できるだけ速やかに
▼必要なもの 【道路占有の廃止】 ☐ 占有廃止届及び占有許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 道路占有申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	手続可能な人 どなたでも可
	問い合わせ先 道路管理課 （第3庁舎1階①） TEL：04-7150-6093 FAX：04-7150-2862  ホームページ ID： 1010430

河川用地または水路用地を占有していた

手続・必要なもの	期 限
占有許可の廃止または変更手続 名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続をしてください。 占有許可を廃止する場合は、廃止の手続をしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
▼必要なもの 【準用河川占有許可の名義変更】 ☐ 権利譲渡承認申請書 【準用河川占有許可の名義変更（相続される場合）】 ☐ 地位継承届 【準用河川占有許可の廃止】 ☐ 占有廃止届 【法定外公共物占有許可の名義の変更】 ☐ 流山市法定外公共物占有権利譲渡等承認申請書及び、表記されている添付書類 【法定外公共物占有許可の名義の変更（相続される場合）】 ☐ 流山市法定外公共物占有者地位継承届出書及び、表記されている添付書類 【法定外公共物占有許可の廃止】 ☐ 流山市法定外公共物占有終了・廃止届出書	手続可能な人 どなたでも可 問い合わせ先 河川課 （第3庁舎1階②） TEL：04-7150-6095 FAX：04-7150-2862  ホームページ ID： 1002153

MEMO

市役所外での手続一覧

該当事項	☒	主な手続	問い合わせ先
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 TEL: 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証 ・千葉県肝炎治療受給者証 ・千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・千葉県特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	【住所が流山市の場合】 松戸健康福祉センター（保健所） TEL: 047-361-2121
被爆者健康手帳を持っている	☐		
遺言書	☐	検認・開封	【住所が流山市の場合】 千葉家庭裁判所松戸支部（受付・審判係） TEL: 047-313-0152
相続放棄	☐	相続放棄・限定承認	【住所が流山市の場合】 千葉家庭裁判所松戸支部（受付・審判係） TEL: 047-313-0152
預貯金口座等	☐	口座解約手続	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
定期利用契約で駐輪場を利用している	☐	定期利用解除には手続が必要です。 各現地受付所にお問い合わせください。 【市営自転車駐輪場】 流山市自転車駐輪場指定管理者 （公社）流山市シルバー人材センター TEL: 04-7155-3669 対象駅：東武アーバンパークライン沿線（運河駅、江戸川台駅、初石駅） 【その他】 （公財）自転車駐輪場整備センター TEL: 03-6262-5322 対象駅：TX沿線（南流山駅、流山セントラルパーク駅、流山おおたかの森駅）	
国税関係	☐	相続税手続等	納税地を所轄する税務署 【流山市の場合】 松戸税務署 TEL: 047-363-1171

該当事項	☒	主な手続	問い合わせ先
不動産登記関係	☐	移転登記	【流山市の不動産の場合】 千葉地方法務局 松戸支局 TEL:047-363-6278
固定電話 (NTT 東日本)	☐	名義変更、解約	局番なし116 TEL:0120-116-000
固定電話 (NTT 東日本以外)	☐	名義変更、解約	各契約会社
携帯電話	☐	名義変更、解約	各契約会社
インターネット	☐	名義変更、解約	各契約会社
NHK 受信料	☐	名義変更、解約	NHK ふれあいセンター (受信料に関するお問い合わせ) TEL:0120-15-1515
電気・ガス	☐	名義変更、解約	各契約会社
運転免許証	☐	返納手続	流山警察署 TEL:04-7159-0110 流山運転免許センター TEL:04-7147-2000
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
ケーブルテレビ	☐	名義変更、解約	各契約会社

MEMO

よくあるご質問 [Q&A]

Q1 死亡届を提出したいのですが、どうしたらいいですか？

A1 死亡届は、亡くなられた事実を知った日から7日以内に、亡くなられた方の本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかへ死亡届用紙（医師の証明が記載済みのもの）を提出してください。

ただし、ご依頼されている葬祭業者の方からご提出いただく場合が多いので、葬祭業者の方にすでに提出済みかご確認ください。

（市民課）

Q2 世帯主が亡くなりましたが、世帯主変更を行う必要はありますか？

A2 世帯主が亡くなられた場合、住民票上次の順位の方が、自動的に世帯主になります。順位とは別の方を世帯主にされる場合は、新しく世帯主となる方が世帯主変更届を提出してください（順位は一般的に、配偶者、子の順になっています）。

（市民課）

Q3 故人のマイナンバーが分からない場合どうしたらよいですか？

A3 亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードをお持ちでない場合、その方のマイナンバーを知ることはできません。亡くなられた方は、ご本人がマイナンバーを提供することができませんので、各種手続において亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることは通常は想定されておりません。マイナンバーを記載しなくても手続ができるか提出先にお問い合わせください。

（市民課）

Q4 故人の資格確認書などで見つからないものがありますが手続できますか？

A4 書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内いたします。

（保険年金課）

Q5 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A5 亡くなられた方の本籍地が流山市の場合、原則として死亡届を受理した日（流山市以外に届出をされた場合は、流山市に通知が届いた日）より戸籍審査を経て2週間前後に交付できます。

届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いします。ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、市民課にご相談ください。

※電話でお問い合わせの場合、死亡届の届出人の方がお問い合わせください。

亡くなられた方の本籍地が他市町村の場合は、本籍地にお問い合わせください。

（市民課）

Q6 死亡の記載のある除住民票は、すぐに取得できますか？

A6 死亡が記載された住民票は、死亡届を受理した日（流山市以外に届出をされた場合は、流山市に通知が届いた日）から数日中に発行できるようになります。
（市民課）

Q7 除住民票は誰が請求できますか？

A7 除住民票を請求できるのは、原則相続人の方です。相続人であることが確認できる戸籍をお持ちください（流山市の戸籍で確認できる場合は不要です）。そのほか、自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方等も請求できますが、その場合それが確認できる資料等が必要となります。
（市民課）

Q8 出生から、死亡までの戸籍の取得を求められています。その理由と手続はどうしたらよいですか？

A8 相続人の範囲を確定するために、被相続人の現在の戸籍だけではなく、出生から死亡までの戸籍が必要になります（代襲相続の場合や、兄弟姉妹が相続人となる場合、別の戸籍も必要になります）。

死亡の記載がある戸籍謄本または除籍謄本を取得していただくと、従前の本籍地、筆頭者が記載されていますので、それを元に戸籍を一つ一つさかのぼり、出生の記載がある戸籍に辿りつくまで、繰り返します。戸籍の広域交付制度を利用し、本籍地以外の戸籍謄本等も取得できます。公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類を提示できる戸籍謄本等に記載されている本人、直系尊属の方、直系卑属の方が取得できます。詳細は、取得を希望する市区町村にお問い合わせください。郵送で取得することも可能です。郵送請求の方法は市民課でもご案内できますが、送付物等詳細は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

（市民課）

よくあるご質問 [Q&A]

Q10 固定資産税・都市計画税の納税義務者が亡くなったので、相続のため評価証明書が必要となりました。親族であれば証明書の交付は受けられますか？

A10 除住民票や除籍謄本等で納税義務者がお亡くなりになったことや戸籍謄本等によって相続の権利があることが確認できる方に交付しています。また、相続の権利がある方からの委任を受けた代理の方にも交付しています。なお、流山市内にお住まいで、亡くなられた方と住民票上同一世帯であった親族の方は、除住民票や戸籍謄本等の提示は省略できます。
(税制課)

Q11 固定資産税・都市計画税の納税義務者が亡くなったので、相続により納税義務者が変わります。口座振替をしていたのですが再度口座振替の手続が必要ですか？

A11 固定資産税・都市計画税の口座振替については、納税義務者ごとの依頼及び管理となっています。従って納税義務者（共有を含む）が変更となった場合は、再度口座振替の手続が必要となります。
(税制課)

Q12 故人の市民税・県民税・森林環境税はどのようなになるのでしょうか？

A12 市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在（課税基準日）で市内に住民登録がある方で、かつ前年に所得がある場合、その所得に応じて課税されます。1月1日に亡くなられた場合は課税されず、1月2日以降に亡くなられた場合は、その年度の市民税・県民税・森林環境税が課税されます。

亡くなられた方の納税義務は、相続人が引き継ぐことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、市民税課にご提出ください。

課税については、市民税課、納税については、税制課にお問い合わせください。

(市民税・税制課)

Q13 故人の家財整理をしたのですが、どのように処分すればよいですか？

A13 クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。

【住所が確認できる書類の例】

直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等

※ごみの発生場所（住所）が流山市外の場合は搬入できません。

(クリーンセンター)

※搬入したごみの重量により、処理手数料がかかります。(10kg ごとに 300 円)

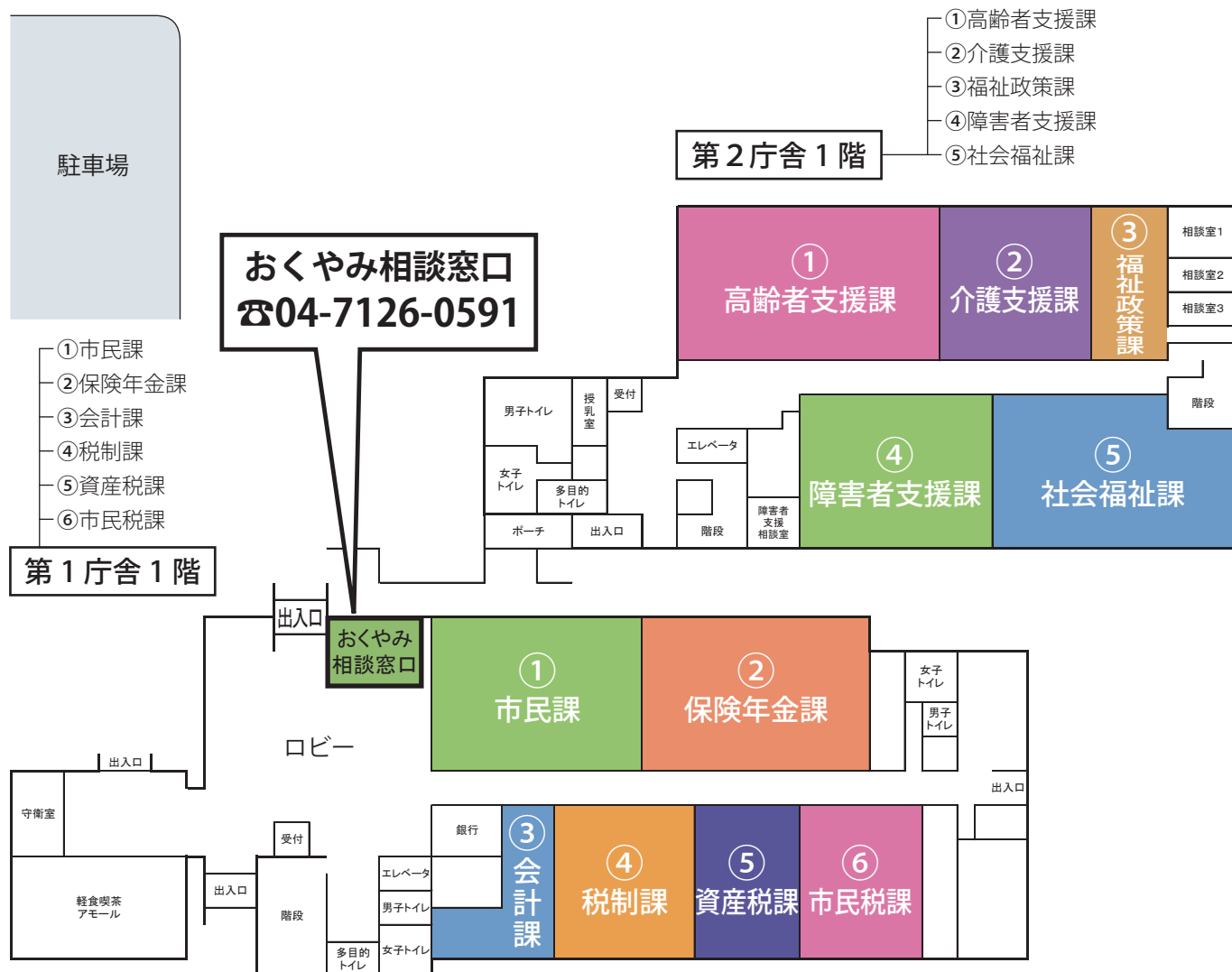
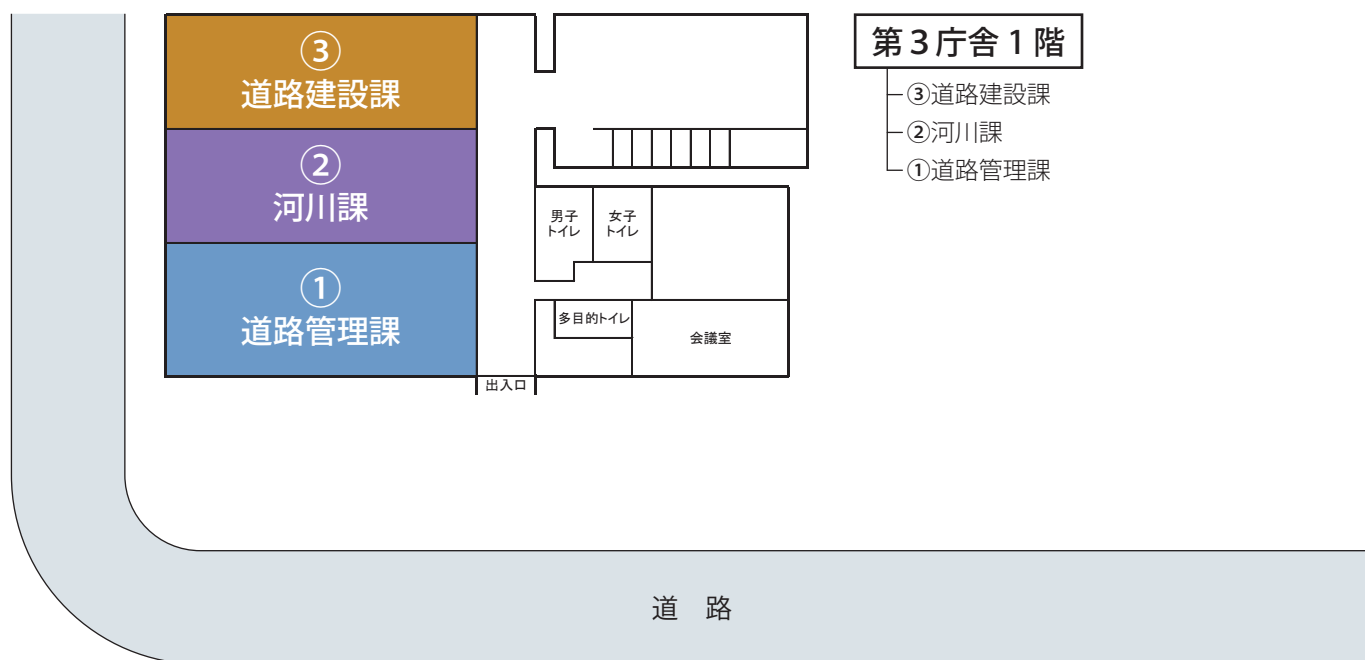
Q14 し尿くみ取り式のトイレを使用していた方が亡くなりましたが、手続きを行う必要はありますか？

A14 亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更が必要です。

森のまちエコセンター・市民課または最寄りの出張所へ届け出てください。
(クリーンセンター)

MEMO

市役所庁舎フロア案内図 (令和8年4月1日現在)



委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 — —

(宛先)流山市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)流山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

委 任 状

年 月 日

(あて先) 千葉県後期高齢者医療広域連合長

私(申請者)は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任する。

年 月 日 申請した、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて

支給される $\left(\begin{array}{l} \text{療 養 費} \\ \text{高額療養費} \\ \text{葬 祭 費} \\ \text{その他 (} \quad \quad \quad \text{)} \end{array} \right)$ の申請・受領に関すること。

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(被保険者番号 _____)

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

戸籍謄抄本等の郵送依頼書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 〇〇〇市区町村長

下記の書類をお送りください。

記

必要な戸籍	本 籍	〇〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇1丁目234番地	
	筆頭者	戸籍 太郎	
必要な証明	戸籍全部事項証明(謄本)	1 通	戸籍記載事項証明 通
	戸籍個人事項証明(抄本)	通	身分証明書 通
	除籍全部事項証明(謄本)	1 通	戸籍の附票 通
	除籍個人事項証明(抄本)	通	表示が必要な事項の□にチェックしてください。 □本籍と筆頭者 □在外選挙人登録地 □住民票コード
	改製原戸籍謄本	1 通	
戸籍・除籍・改正原 電子証明書提供識別符号		通	
戸籍個人事項証明・戸籍の附票個人・身分証明書の場 合 証明する人の氏名			
必要な戸籍と 請求者との関係	☐ 本人 ☐ 妻 ☐ 夫 ☒ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 上記以外でその戸籍に記載されている人() ☐ その他		
請 求 理 由 (使用目的・提出先など)	父死亡のため相続人確定のために父の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本が必要 です。 事前に本籍地に戸籍謄本等の手数料を確認してください。		
手数料／送料	戸籍手数料 □, 〇〇〇円 送料(返信用切手) 〇〇〇円		
請 求 者	住 所	〒270-0111 千葉県流山市江戸川台東1丁目4番地	
	氏 名 (署名又は押印)	戸籍 一郎	
	電話番号	04 (7152) 3132	

【同封いただくもの】

- 手数料分の定額小為替(郵便局でご購入ください。)
- 返信用封筒(切手を貼付し、返送先をご記入ください。)
- 本人確認書類(運転免許証等の写真付のものは1点、資格確認書・年金手帳等写真無し
のものは2点必要です)

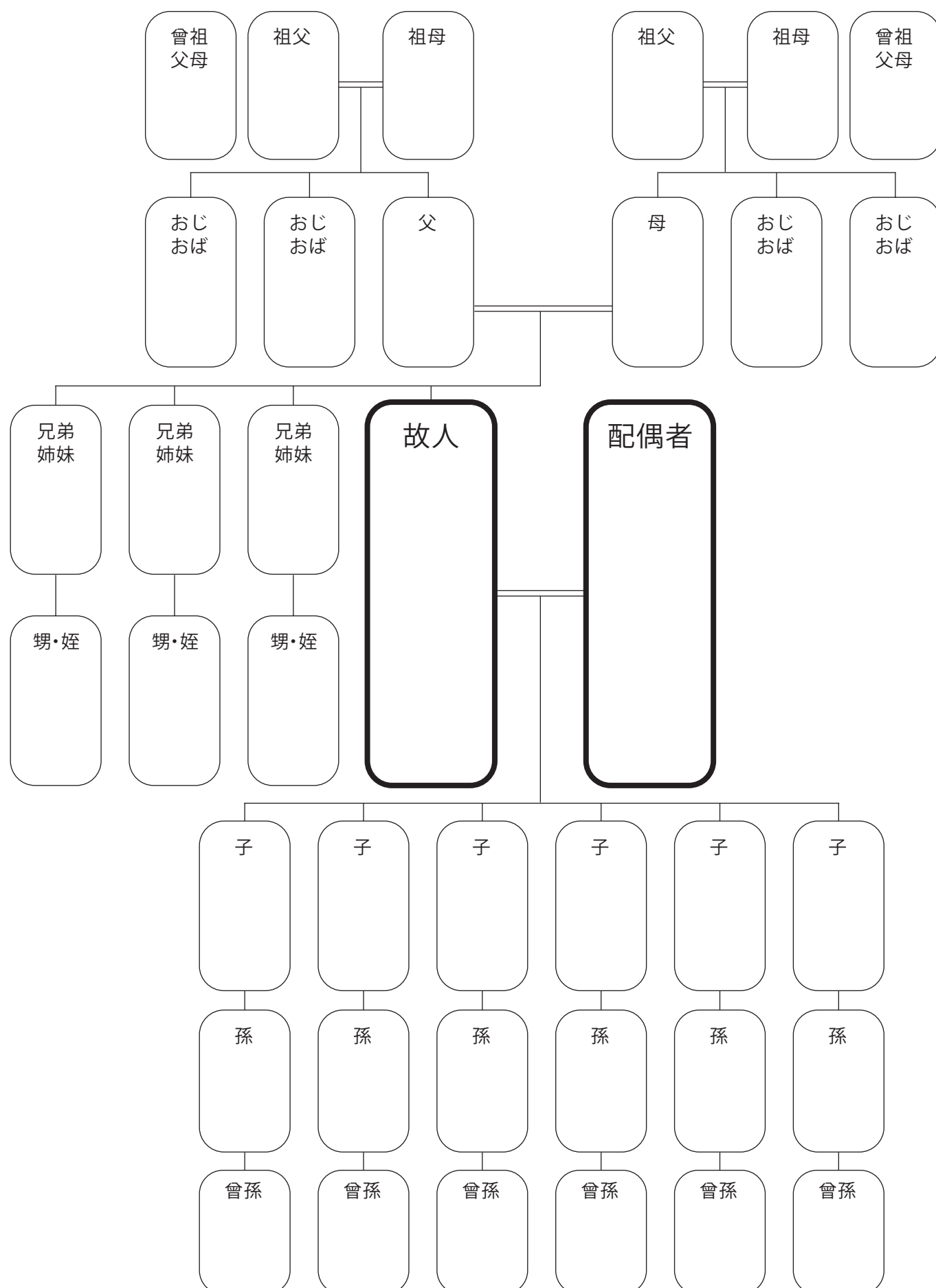
令和 年 月 日

下記の書類をお送りください。

必要な戸籍		本 籍			
		筆頭者			
必要な証明		戸籍全部事項証明(謄本)	通	戸籍記載事項証明	通
		戸籍個人事項証明(抄本)	通	身分証明書	通
		除籍全部事項証明(謄本)	通	戸籍の附票	通
		除籍個人事項証明(抄本)	通	表示が必要な事項の□にチェックしてください。	
		改製原戸籍謄本	通	□本籍と筆頭者 □在外選挙人登録地 □不要	
		戸籍・除籍・改正原 電子証明書提供識別符号		通	
戸籍個人事項証明・戸籍の附票個人・身分証明書の 場合 証明する人の氏名					
必要 な 戸 籍 と 請求者との関係		☐ 本人 ☐ 妻 ☐ 夫 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 上記以外でその戸籍に記載されている人() ☐ その他()			
請 求 理 由 (使用目的・提出先など)					
手数料／送料		戸籍手数料 円 送料(返信用切手) 円			
請 求 者	住 所	〒			
	氏 名 (署名又は押印)				
	電話番号	()			

- 手数料分の定額小為替(郵便局でご購入ください。)
- 返信用封筒(切手を貼付し、返送先をご記入ください。)
- 本人確認書類(運転免許証等の写真付のものは1点、資格確認書・年金手帳等写真無し
のものは2点必要です)

家系図（3親等内の親族）



あなたの手続きを応援します！

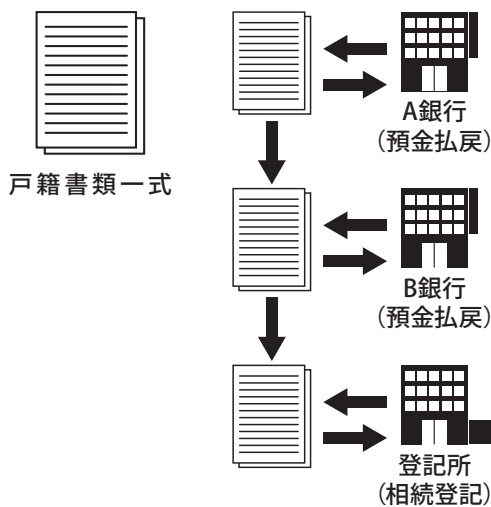
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

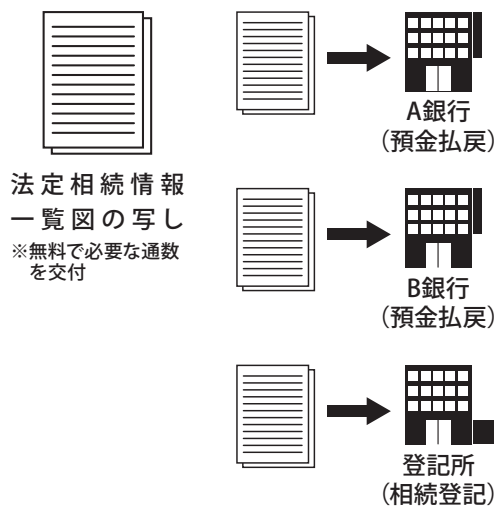
（※1）相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続にお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続は専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 流山市の物件は、松戸法務局にお問い合わせください。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。
- 農地を相続したときは届出が必要です。
農地が所在する市町村の農業委員会にお問い合わせください。

MEMO

MEMO

広告事業者一覧

相 続

土井司法書士・行政書士事務所

相 続

かえで法律事務所

相 続

税理士事務所ファインタックス

相 続

税理士法人NCP

相 続

逆井司法書士事務所

不動産・空き家

京和ガス株式会社

相 続

Legal cafe司法書士事務所

相 続

相続まるごと支援センター
(税理士法人よしむら)

終活全般

ベル少額短期保険株式会社

相 続

コンパッソ税理士法人千葉流山事務所



司法書士は「くらしの法律家」です

相続のことなら

土井司法書士・行政書士事務所へ

相続登記手続一式

預貯金口座の相続手続

戸籍等の取得

自動車名義変更

相続放棄

遺言書の作成

相続登記手続一式(書類作成含む)	66,000円～
相続放棄(家庭裁判所手続)	33,000円/人～
自動車名義変更	22,000円～
遺言書の作成	66,000円～

など

※すべて消費税込み、
登録免許税等実費が
別途必要です。

不動産の相続登記は令和6年から義務化のため、
早目に手続を行うことをおすすめ致します。

初回相談無料 お気軽にご相談ください



司法書士 行政書士 土井 嘉文

千葉県流山市東深井978-11 「森の図書館」徒歩2分(出張相談OK!)

土井司法書士・行政書士事務所

☎ 04-7128-9280

営業時間:9:30～18:00(事前予約で時間外・土日祝も対応)

<https://www.ydoi-office.com>

公式HP



かえで法律事務所
千葉県弁護士会所属

遺言書を
見つけたが、勝手に
開封してしまって
いいのか

遺産分割

亡くなった親の
借金の金額が不明で
相続放棄をするべきか
迷っている

父が亡くなったが、
母と共に父名義の
自宅に住み続けたい

遺言

遺言書を開封したら、
自分の相続分が
ほとんど無かった

連絡の取れない
相続人がおり、
遺産分割協議の
仕方が分からない

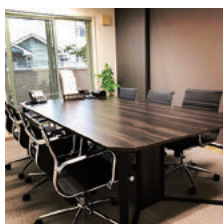
相続手続



弁護士にご相談ください



弁護士
森 伸之



弁護士が親身に解決のお手伝いをいたします

法律事務所というと敷居が高いと思われる方もいらっしゃると思います。ですが、そのようなことはございません。日々の生活の中で困っていることやご不安なことがございましたら、些細なことでもお気軽にご相談ください。相続は突然にやってきて、様々な手続に混乱されることでしょう。そのような際に少しでも負担を軽減できるようお手伝いさせていただきます。

相続・離婚・債務整理に関するご相談は
初回30分無料

※お電話・WEBからの事前予約制となります。
※夜間のご相談もお受けいたします。



かえで法律事務所
Kaede Law Office

千葉県流山市南流山 2-7-8 メゾン新佐古 201
受付：9:30～18:30（土日祝定休）

04-7199-2405

FAX：04-7199-2406

<https://kaede-law-office.com/>

南流山弁護士

検索



本誌ご持参で、相続のご相談につき初回 1 時間無料

流山市で相続税のことなら お任せください。

こんなお悩み事はありませんか？

相続が発生したが、何をしたらいいかわからない。
相続税が発生するのか、いくらになるのかかわからない。
家や土地の価値がどのくらいになるのか知りたい。



初回相談から面談、お見積りまで
完全無料です。財産概要を把握した
段階で見積書をご提示いたします。

ご依頼者様のご状況によって必要な
弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士等の
専門家をご紹介します。

著書・セミナー講師等、**相続税の経験**
豊富な税理士が対応いたします。

イラスト、図、グラフ等を使用した
わかりやすい説明を
心がけております。



代表税理士：金井 大輔
所属会：千葉県税理士会

事前にご予約
いただければ
土日祝日、夜間も
対応可能です。

☎ 04-7192-8595

受付時間：9:00～17:00(平日)



FINETAX

税理士事務所ファインタックス

〒277-0842 千葉県柏市末広町6番4号有岡ビル3階C

HP

お問い合わせ
フォーム



税理士法人NCP

相続 専門



無料相談 実施中!



大変な相続手続き、こんなお悩みはありませんか？

- ① 何をどこから手をつけて
よいかわからない…
- ② 戸籍や資料収集が大変！
- ③ うちは「相続税」が
かかるのかわからない…
- ④ 誰に相談したらよいの？
税理士？司法書士？
- ⑤ 「相続手続き」の費用は
どれくらい？
- ⑥ 忙しくて日中は時間が
とれない…

～相続のお悩み～ 税理士法人NCPにお任せください!

相続の手続きに慣れている方はいらっしゃらず、相続人の皆様は、大切な方を失われた
悲しみの中で、様々な手続きを限られた時間で行わなければなりません。

何から手を付けてよいか分からない、誰に何を相談したらよいか分からない、相続税は
かかるのか分からない。そのような相続人様のご負担やお悩みを解決するお手伝いをさ
せて頂きます。

税理士・司法書士・行政書士と連携して、ワンストップでお手伝いする事が出来ますので、
まずはお気軽にご連絡ください。



ご契約までは、
「相談無料」

まずはお気軽にご連絡ください



0120-262-629

受付：9:00～18:00



税理士法人NCP

【東京本店：横浜事務所：船橋事務所】

東京都千代田区一番町23番3号 フロントプレイス千代田一番町11階

東京税理士会所属 代表：越阪部 洋之

<https://ncp-o-tax.com/>

税理士法人 NCP

検索

E-mail：info@ncp-o-tax.com

野田市役所 徒歩 5 分

相続登記、相続放棄、遺言など

相続のことなら

きゃくい

司法書士逆井一夫事務所へ



「どうしたらいいの？」というお悩みに
全力でサポートさせていただきます。

ひとりで悩まずにまずはご相談ください

**初回
相談無料**

**土日
祝日の
対応可能**

**25年以上
の
実務経験**



千葉司法書士会柏支部、
千葉県行政書士会所属
代表：逆井一夫
所属司法書士：逆井一樹



ぎゃくい

司法書士逆井一夫事務所

代表 逆井 一夫 所属司法書士 逆井 一樹

☎ 04-7122-6725

千葉県野田市柳沢54番地81

営業時間：9:00～18:00

定休日：土日祝日

(ご要望があれば土日祝日でもご対応いたします。)

ホームペー
こちらから



流山市ふるさと納税産品

空き家についてのお困りごと、京和ガスがお手伝いします

空き家管理サービス

空き家を放置するリスク

空き家を放置することには、

様々なリスクがあります。

資産価値が低下し、売買等が困難になるほか、地域に迷惑をかけるおそれもあります。



創業以来50年以上にわたり

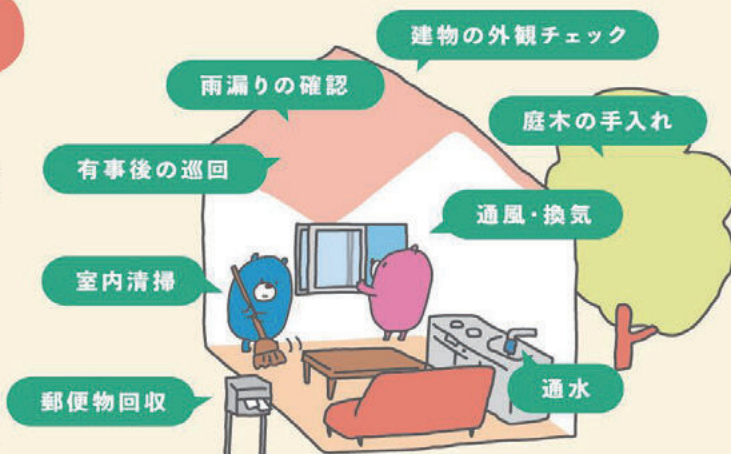
地域の発展と共に成長してきた私たちだからこそ、

地域のお困りごとを理解し、長く一緒に相談しながら進めていきます。

こんな方におすすめ

- 長期療養で家を空ける方
- 転勤や海外赴任で家を一定期間空ける方
- 介護施設に入居される方
- 遠方から空き家を管理するのが面倒な方

管理はすべて
京和ガス社員で実施します



まかせて安心

選べる2つのプラン

低価格でしっかり管理

ライトプラン

屋外点検のみ

1回30分/月 **4,400円**(税込)~

スタンダードプラン

屋外+屋内点検

1回60分/月 **8,800円**(税込)~

※不用品のお片付けや庭木のお手入れ等のオプションのみのご依頼も承っております。

空き家の売買のご依頼も承ります

その他空き家に関するお困りごとは何でもご相談ください！

お問合せ先



京和ガス株式会社

大臣・千葉県知事(1)第18982号

TEL 04-7155-1500

営業時間 9:00~17:00(年末年始除く)



税金の専門家と法律の専門家によるワンストップサービス!

相続

に関するご相談は
税理士法人 Tax Cafe・Legal Cafe 司法書士事務所へ

相続税申告、不動産登記、
財産の名義変更、遺産分割協議書の作成
といった相続手続をワンストップでお手伝い致します。



税理士 プラス司法書士

相続専門の税理士と司法書士の合同事務所なので、ここだけで一通りの相続手続を完結できます。いくつもの事務所を訪ねる必要がありません。



相続専門 ・実績多数

これまで1500件超の実績があり現在も毎年100件以上の案件を承っております。地元流山市の案件を中心に、相続案件でしたら全国対応しております。



相続に強い ネットワーク

相続業務を専門とする弁護士はじめ他士業や不動産コンサルティング会社、その他専門家と連携しており、必要に応じて適切な紹介を致します。

初回相談無料
zoom 対応可能

☎ 04-7150-7300 (Tax)
☎ 04-7150-0770 (Legal)

税理士法人 Tax Cafe
Legal Cafe 司法書士事務所

千葉県流山市後平井 113-1 (運B101-1 街区2-2)
<https://souzoku-support-office.com/>

すべての案件を
私達が担当します。



代表税理士
藤本 陽子
千葉県税理士会



代表司法書士
大澤 拓郎
千葉司法書士会

初回相談無料

相続まるごと支援センターなら

ひとつの
窓口で

相続の手続き まるごとサポート!

司法書士

弁護士

不動産
会社

行政書士

税理士

例えば

 各種
名義変更

 遺産分割
協議書の
作成

 戸籍謄本の
取得

 税金の申告

相続専門相談員と、
これから何をすべきかを
一緒に整理しましょう!
ご安心ください。

ひとつの窓口であらゆる手続きをサポートします。

※各専門家と提携して行っております。

オンライン
相談OK

ご自宅に
お伺い
OK

難しい書類
お任せ
ください

相続手続きでお困りではありませんか?

ひとりで悩まずお気軽にお電話ください!



相続まるごと支援センター

(税理士法人よしむら 松戸で開業30年)

千葉県税理士会所属 代表: 宮田 将一

【完全予約制】ご予約はTELまたは二次元コードから

 **0120-37-8344**

千葉県松戸市西馬橋幸町59 <https://so-maru.com/>

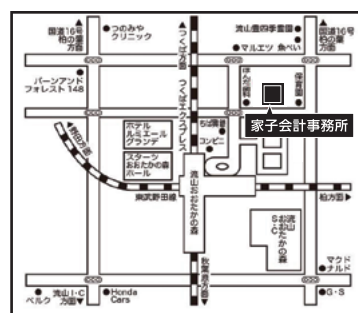
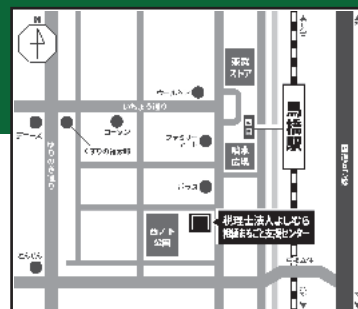


お近くの方は流山事務所でもご相談できます



家子会計事務所

千葉県流山市おおたかの森東1-11-3





葬儀保険®

千の風

終活・葬儀費用に 活かせる保険があります

人生の最終章を豊かにする準備、
はじめませんか？



葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

すぐに使えて安心
**保険金の迅速な
お支払い**※

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3
Point

加入審査も
**告知だけ
の簡単手続き!!**

4
Point

**お金の
使途は自由**

もちろん、ご家族の生活費などにも
ご利用いただけます

※弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いいたします(当社実績に基づきます)

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500円** で ▶ **100万円** 保障
// ほか50万円・80万円プランもご用意!

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
一般社団法人日本少額短期保険協会 会員

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0120-444-000

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

故人のご冥福を心からお祈りいたします。

故人とご家族の想いを大切にします

相続税の申告はお任せください。

相続税の手続きは本当に複雑です。悲しみも癒えないなか、期限だけが迫ってきてしまいます。やらなければならない作業は、相続人の確定、故人の財産の調査、遺産分割協議、不動産の名義変更など、本当に盛沢山です。

私たちは、これまでも多くの相続税申告や相続のサポートを行ってきました。少しでもご遺族の方の負担が軽くなるよう、お客様に寄添ったサービスをいたします。

手続き



相続税の手続き
は、何からすればいいの？

調査



財産の調査を
自分するのが
難しい…

協議



遺産分割協議つ
てなに？

まずはご相談ください。



ご相談は流山事務所、オンライン、ご指定の場所でお受けいたします。お気軽にお問合せください。

 **COMPASSO** コンパッソ税理士法人
千葉流山事務所



04-7155-0050

受付時間 月～金 9:00～17:30 土日祝 休み



info@compasso.jp

千葉県流山市江戸川台東 3-90-2

※ 江戸川台駅東口より徒歩 5 分

代表：天沼 晃 所属：千葉県税理士会



HPはこちら



この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては直接広告主にお問い合わせください。

発 行	流山市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2026 年 6 月